

業 務 委 託 仕 様 書

本仕様書は、茨木市（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）との間において、茨木市立斎場の火葬業務及び残骨灰処理業務を委託するに当たり、その業務内容を示すものであって、本仕様書に定めのない事項及び細目については、法令その他慣習によるほか、甲乙協議して定め、信義に基づき誠実に履行するものとする。

1 名 称

市立斎場火葬・残骨灰処理業務委託

2 業務場所

茨木市大住町18番16号 茨木市立斎場

3 業務期間

令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

4 業務範囲

甲が乙に委託する業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 火葬業務

ア 遺体の引受けから火葬炉までの搬入業務

イ 火葬炉の運転及び監視

ウ 汚物炉の運転及び監視

エ 収骨及び遺族への引渡し

オ 残骨の処理及び保管

カ 産汚物の収集（乙の車両による。）及び処理手数料の徴収

キ 安置室への遺体の安置

ク 火葬業務時間割については、別紙のとおりとする。

ケ 遵守事項〔業務標準仕様〕

(ア) 円滑かつ慎重な業務を行うこと。

(イ) 柩は予定時刻を考慮の上、速やかに受け入れること。

(ウ) 玄関ホール、炉前ホール、収骨室等の備品・物品等については、常に整理整頓を心がけること。

(エ) 業務で必要となる、抹香・焼香灰・焼香火種・収骨箸等の消耗品については甲が準備するが、その管理においては乙が責任を持って行うものとする。

(オ) 火葬炉の運転については、運転操作説明書等に基づいて実施し、事故が発生しないよう必要な措置を講じること。万が一、火葬中に機器トラブルが発生した場合は、乙は直ちに原因の追究を行い、安全を最優先した上で火葬の続行・完了に最大限の努力をするとともに、トラブルの原因・対応及び今後の対応策について、甲に報告しなければならない。

a 業務内容について

・ 適切な焼骨の状態になるまで火葬を行うこと。

b 指示事項について

・ 概ね火葬時間は70分程度、前室による冷却は30分程度とする。

・ 遺体の状況に合わせて、適切な焼骨となるようにしなければならない。

・ 死産児においても、喪主が収骨を希望する際は、対処できるよう適切に火葬す

ること。

- ・ 人体の一部等を受け取り、火葬すること。
 - ・ 人体の一部等の火葬が複数あるときは、炉を有効利用できるよう火葬回数を調整すること。
 - ・ 人体の一部であっても、収骨の希望があるときは、適切に対処すること。
- (カ) 火葬された残骨灰は丁寧に扱い、適切に処理を行うこと。
- (キ) 玄関ホールでは、喪主に火葬許可証に記載する故人の氏名確認等を行った後、遺族・会葬者の案内、誘導及び柩の搬入等を行うこと。
- a 業務内容について
- ・ 棺台車を準備し、霊柩車の出迎えを行った後、棺台車に柩を移すこと。
- b 指示事項について
- ・ 遺族・会葬者に対して、不愉快な印象を与えないようにしなければならない。
 - ・ 遺族・会葬者の感情に配慮して、柩は丁寧に扱わなければならない。特に、霊柩車から棺台車に載せかえる際は、霊柩車の運転手等と協力して慎重に対応しなければならない。
 - ・ 原則として、柩の受入れは予定時刻どおりの対応とする。特定のものを優先するなど不公平、不透明な対応をしてはならない。
 - ・ 車両の移動及び棺台車の取扱いについては、事故のないように配慮しなければならない。
- (ク) 告別・炉前業務については、遺族の宗教、宗派に応じられる範囲内で、厳粛に遺族・会葬者が故人と告別できる雰囲気 연출しながら、炉前において告別の案内を行うこと。
- a 業務内容について
- ・ 柩を炉前へ移動させ、遺族・会葬者に対して、故人との最後のお別れを行う旨を述べた後、宗派に応じて合掌や一礼等を行い、柩を火葬炉へ導入すること。
 - ・ 火葬炉の扉を閉め、故人に向かって丁寧に頭を下げた後、収骨予定時刻について説明し、火葬炉の鍵を喪主等に手渡した上で、収骨までの待ち時間の過し方に応じた案内をするものとする。
 - ・ 焼香等に必要な物品については、事前に準備しておくこと。
- b 指示事項について
- ・ 炉前ホールは、遺族・会葬者が故人と最後のお別れを行う場となるため、厳粛な雰囲気であることが求められることを考慮し、業務従事者は、服装、態度、言動などに細心の注意を払わなければならない。
 - ・ 乙は、焼骨の取り違い事故が発生しないよう万全の体制をとること。
 - ・ 原則、火葬場での故人の拝顔は行わないこと。
 - ・ 告別の所要時間は10分とする。業務従事者は、遺族・会葬者・葬祭業者等の理解を得て10分以内に終了するよう努めなければならない。
 - ・ 炉前では、遺族・会葬者の混雑、密集を避けるように努めること。
 - ・ 見送りに当たっては、遺族・会葬者に対して安全かつ適切な誘導を行うこと。特に、柩の移動及び入炉の際は周囲の確認を行い、遺族・会葬者の安全について配慮しなければならない。
- (ケ) 収骨業務については、遺族・会葬者の意向に沿った形での収骨の実施及び協力を行うこと。
- a 業務内容について
- ・ 収骨の呼び出しを行う前に喪主等から火葬炉の鍵を受け取ること。
 - ・ 収骨の呼び出しを行い、喪主を炉前へ案内すること。
 - ・ 喪主に炉番号の確認を促した後、解錠して出炉すること。

- ・ 焼骨を火葬炉から収骨室又は炉前へ移動させること。
- ・ 収骨に当たっては、人の形になるよう整骨すること。
- ・ 喪主に火葬許可証の内容を再確認してもらい、納骨時に必要となる旨を説明した上で返却すること。
- ・ 遺族・会葬者に対して、収骨の方法及びのど仏等の骨の部位を説明し、本骨壺及び胴骨壺への収骨の協力を行うこと。なお、喪主等から収骨方法について特別の依頼があったときは、甲と協議の上、その指示に従うものとする。
ただし、粉骨は行わないこと。
- ・ 甲が、火葬依頼者から代理での収骨を受託したときは、甲に代わって乙が収骨を行うこと。
- ・ 収骨に必要な物品については、収骨の儀に支障のないよう事前に準備しておくこと。
- ・ 残骨の処理について喪主に確認し、火葬場で処理する場合の処理方法を説明すること。なお、残骨の処理方法については、遺族・会葬者の心情を踏まえた上で説明するものとする。
- ・ 収骨終了後、帰り口を案内すること。

b 指示事項について

- ・ 収骨については、厳粛な雰囲気であることが求められることを考慮し、業務従事者は、服装、態度、言動などに細心の注意を払わなければならない。
- ・ 収骨時間については、火葬業務進行状況に支障のないよう、適宜、遺族・会葬者・葬祭業者等の理解を得て、収骨時間の短縮化を図るように努めなければならない。
- ・ 収骨の方法については、のど仏を中心に、主要部位全体を骨壺に入れることを基本とする。その際、丁寧な説明を行った上で、会葬者全員が理解できるように努めなければならない。なお、説明は、適宜、遺族・会葬者の宗派に合わせて行うものとする。
- ・ 収骨に当たっては、遺族・会葬者に対して安全かつ適切な誘導を行うこと。
特に、焼骨の出炉及び台車を移動させる際は周囲の確認を行い、遺族・会葬者の安全について配慮しなければならない。
- ・ 収骨に使用する箸については、汚れ、破損等に十分留意し、遺族・会葬者に不快感を与えないよう、適時、新しいものに交換すること。

(c) 産汚物の収集について

- ・ 市内産婦人科を巡回のうえ、産汚物の収集及び処理手数料の徴収を行う。
- ・ 産汚物の収集を行う車両は、乙が準備するものとする。
- ・ 車両は、市立斎場駐車場内の甲が指定した場所に駐車すること。

(2) 火葬設備等の保守点検に関する業務

- ア 火葬炉の保守及び点検
- イ 汚物炉の保守及び点検
- ウ 残骨処理装置の保守及び点検
- エ 電動棺台車、収骨台車及び炉内耐火台車の保守及び点検
- オ 火葬場に係る電気設備等の保守及び点検
- カ 地下タンク貯蔵所の日常点検及び年1回の簡易点検
- キ 消防点検の立会い
- ク 遵守事項〔業務標準仕様〕

(7) 火葬炉取扱説明書、火葬炉運転操作説明書等を十分に把握し、事故等を未然に防

止するよう必要な措置を講ずること。

- (イ) 施設等に故障又は異常が認められた場合は、直ちに応急措置を講ずるとともに、速やかに甲に報告すること。
- (ウ) 光熱水費、消耗品、燃料等の支出を極力抑えるように努めること。
- (エ) 環境保全に配慮しつつ収骨可能な焼骨となるよう、特に燃焼温度及び排出ガス状況に配慮しながら、火葬炉設備の運転・監視を行うこと。
- (オ) 火葬炉設備の所与の性能を確保するための日常点検を実施し、機器が故障しないよう日頃から火葬炉設備の保守に努め、必要に応じて適切な修繕等を行うこと。清掃点検にあたっては、別添火葬炉設備保守メンテナンス表に沿った内容を実施すること。
なお、火葬炉設備に必要な消耗品・交換部品等については、甲が用意するものとする。
- (カ) 火葬炉設備とは、火葬炉・汚物炉・制御関連機器・火葬関連電気設備・棺台車・残灰処理機等、火葬に必要な一切の設備（自動扉等の建築設備は除く。）とする。
なお、故障の原因が乙の瑕疵であるときは、甲はその費用の一部又は全部を乙に求めることができるものとする。
- (キ) 各設備を丁寧に取り扱い、故障の早期発見に努め、異常の発生が予測される兆候を発見したときは、直ちに斎場長に報告するとともに、適切な措置を講ずること。
- (ク) 火葬業務によって発生する残骨灰及び台車保護剤については、乙において収集、保管すること。また、中間処理場、最終埋葬地、供養地を報告の上、残骨及び残骨灰等については、乙の責任において適正に処理することとし、残骨は他の遺族の目に触れないよう、十分に注意すること。

(3) 日常清掃業務等

- ア 週2回の火葬炉内及び前室の清掃
- イ 汚物炉の清掃
- ウ 作業室の清掃及び整理整頓
- エ 残骨処理装置はき出しダンパー部の目視による動作確認及び残骨処理庫の清掃
- オ 燃焼用機器の清掃
- カ 地下タンク貯蔵所に関係する部分の清掃
- キ 業務従事者が使用する施設（炉室、機械室、監視室、残骨処理庫等）の清掃
- ク 遵守事項〔業務標準仕様〕

午前9時までに日常清掃を完了させることにより、常に清潔に保つこと。また、清掃に要する器具・消耗品等は、乙において用意するものとする。

(4) 残骨灰処理業務

- ア 残骨処理庫の残骨灰の収集
- イ 契約書に定めた場所への運搬及び納骨
- ウ 遵守事項〔業務標準仕様〕

- (ア) 中間処理（選別）工程の場所及び方法を具体的に記載した書類を提出すること。
- (イ) 最終処分地の宗教法人等による同意書その他埋蔵・供養の実施について証明する文書、写真等を提出すること。
- (ウ) 収集処理は毎月行い、その都度「残骨灰処理業務完了報告書」に写真を添えて提出すること。また、年に1回は残骨灰供養法要を行い、写真を添付し報告すること。なお、本契約期間終了時に法要を行っていない残骨灰がある場合は、1年以内に法要を行い同様に報告すること。

- (エ) 残骨灰等の取扱いについては、丁寧を旨とし、不敬にわたることのないよう適正な処理をすること。
 - (オ) 残骨灰等を一般廃棄物として処理してはならない。
 - (カ) 常に細心の注意をもって作業を行い、建物及び付帯設備等を破損あるいは汚損させないこと。もし、破損あるいは汚損させた場合は、乙の負担で直ちに原状に復すること。
 - (キ) 火葬場及び告別式場の運営に支障を来たさないようにすること。
 - (ク) 収集、清掃に必要な容器及び器材等は、乙が負担すること。
 - (ケ) 作業が終了したときは、清掃し、常に整理整頓すること。
 - (コ) 残骨灰は、保管場所から飛散・流出することがないように袋に収納した上で保管すること。また、収納する袋については、乙で準備するものとする。
 - (サ) 火葬場からの排出に当たっては、残骨灰等が飛散しないようシートを掛けるなど所要の措置を講ずること。
 - (シ) 残骨灰の搬出回数は、甲乙協議の上、決定するものとする。
 - (ス) 残骨灰の処理方法について、本契約期間中他自治体における実績等をもとに、有価物の収益化を含めた各事例を紹介すること。
合わせて、今後の本市の検討に向けた協議に積極的に応じること。
- (5) その他の業務
- (ア) 日報等を甲に提出すること。
 - (イ) 甲との意志疎通及び意見交換のため、必要に応じて会議を開催すること。
 - (ウ) 火葬場内の電球交換等、軽微な作業を実施すること。
 - (エ) 火葬場への電話、FAXについては適切に処理し、斎場利用者に対しては、速やかに応対すること。
 - (オ) 施設の出退時に、火気・施錠・消灯等の見回り点検を行うこと。特に、防火については十分注意すること。

5 関係法令等の遵守

乙は、委託業務の実施に当たり、適用される関係法令及び例規並びに本仕様書を遵守の上、適法かつ適切な手法を用いて誠実に業務を履行しなければならない。特に、従事する労働者の雇用に当たっては、労働関係諸法令を遵守し、適正な雇用管理に留意すること。

6 個人情報の保護

- (1) 個人情報の散逸を防ぐため、個人情報に関する文書等を扱う場合は、室外に持ち出さないこと。
- (2) 乙は、業務従事者に対し、個人情報の保護に関する教育・指導を行い、実施内容について甲に報告すること。

7 業務体制

- (1) 業務に従事する日は、斎場（火葬場）の業務日とする。
- (2) 業務に従事する時間は、午前8時15分から午後5時15分までを基本とし、甲乙協議の上、決定するものとする。なお、終了時間において途中であった業務があれば、当日中に完了させるものとする。

また、業務状況により、斎場長の判断で変更ができるものとする。また、1日あたりの火葬枠は、通常期（4月～11月）10枠以上、繁忙期（12～3月）12枠以上を基本とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

- (3) 業務従事者は、心身ともに健康な乙の従業員とする。

- (4) 業務従事者数は4人以上とし、常時業務に従事する者は3人以上とする。ただし、業務に影響のない範囲での休暇取得等については、この限りでない。
- (5) 業務従事者については、3人以上火葬業務実績が3年以上で、かつ、直近5年以内に株式会社宮本工業所製造の火葬炉運転に係る職務経験を1年以上有する者とする。
- (6) 業務従事者のうち2人以上は、危険物取扱者免状（甲種又は乙種4類）を所有している者とし、危険物取扱者免状（甲種又は乙種4類）所有者を常に配置できる体制とする。
- (7) 事故等により、業務従事者に欠員が生じた場合は、速やかに交替要員を確保すること。なお、交代要員は、火葬業務実績が2年以上ある者とする。
- (8) 責任者及び副責任者を置き、どちらかが出勤し火葬業務全般の管理監督を行うものとする。責任者及び副責任者については、業務従事者と兼ねることができる。
- (9) 火葬業務を円滑に行うため、電気・機械等の必要な知識を有する者を配置し、責任者は、より高度な火葬業務全般に関する知識を有する者とする。
- (10) 業務従事者は、甲乙協議の上、甲が指定する制服等を着用しなければならない。なお、制服等に要する費用は、乙が負担するものとし、常に清潔な服装を心がけること。
- (11) 業務従事者に対し職員証を交付し、常に携帯させること。
- (12) 業務従事者は、車両で通勤した場合、市立斎場駐車場に車両を駐車してはならない。
- (13) 乙は、業務従事者に対し、火葬に関する知識及び遺族等に対する接遇等の研修を適宜行うこと。
- (14) 乙は、技術指導及び接遇指導の教育担当者を巡回させること。

8 業務従事者の選任

- (1) 乙は、業務受託後、速やかに業務従事者を選任し、業務従事者の住所・氏名等を記載した選任届（交替要員を含む。）及び火葬業務実績を証明できる業務従事者の職務経歴書を甲に提出することとし、その変更については、特別な理由がない限り、契約期間中は変更できないものとする。
- (2) 乙が選任した業務従事者のうち、甲が業務遂行上不適切と認めたときは、業務従事者の変更等について甲乙協議できるものとする。
- (3) 業務従事者のうち、危険物取扱者免状（甲種又は乙種4類）の所有者の中から地下タンク貯蔵所の危険物取扱責任者を選任し、甲に届け出ること。危険物取扱責任者に変更があったときも同様とする。なお、消防署への届出は、甲が行うものとする。

9 労務及び安全管理

- (1) 乙は、業務従事者の労務管理に責任を負うものとする。
- (2) 乙は、業務の遂行に当たり、その業務内容を十分把握するとともに、斎場利用者への応対を適切に行わなければならない。
- (3) 日常時の対応
 - ア 危険箇所には必要な安全措置を講じ、日常的に危険防止措置を講じること。
 - イ 業務を行う場所、その周辺に第三者が存する場合、又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止措置を講じること。
 - ウ その他安全管理に関して必要な事項が生じた場合には、甲乙協議するものとする。
- (4) 緊急時・災害時の対応

- ア 茨木市地域防災計画等に基づき、災害等への対応を行うこと。
- イ 大規模災害時においても、即座に業務対応可能な応援要員を派遣できるようにすること。
- ウ 乙は、甲が年2回実施している防災訓練等に参加すること。
- エ 施設・設備等の破損及び災害発生等により、利用者及び業務従事者等への危険が認められる場合には、甲の職員と共に立入禁止などの危険防止措置を迅速に講じるとともに、使用上及び安全上支障のない範囲で応急措置を講じること。
- オ 事故又は災害等により被害が生じた場合には、被害の発生・拡大を防止するため、甲の職員と共に避難誘導等必要な措置を迅速に講じること。
- カ その他緊急時に係る連絡体制、対応方法等については、甲乙協議した上で決定すること。
- キ 乙は、緊急時の連絡体制を整え、書類により甲に提出すること。なお、緊急時には斎場長の指示に従うこととするが、斎場長が不在のときは、責任者の指示に従うこと。

10 その他

- (1) 本施設が故人を偲ぶ人生終焉の場であることを認識し、斎場利用者への接遇には十分配慮すること。
- (2) 公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。また、宗教上の中立を保つこと。
- (3) 業務中は、職務に専念するとともに、服装・言動等の乱れに十分注意し、利用者に不快の念を与えないようにすること。ネームプレートを着用すること。
- (4) 朝礼を実施し、その日の業務を出勤者全員で確認すること。
- (5) 業務の実施に当たっては、名目の如何を問わず、金品等を収受しないこと。
- (6) 斎場利用者、市民の意見及び苦情に対し、誠意を持って対応し、速やかに甲に報告すること。
- (7) 入札等選考結果により、業務委託業者が変更となる場合、新旧業者は市立斎場火葬・残骨灰処理業務に支障をきたさないよう、誠意をもって業務の引継ぎを行うこと。
また、旧業者は、火葬炉取扱説明書・火葬炉運転操作説明書等の資料を準備し、新業者に引き継ぐこと。
なお、変更期日10日前から新業者は旧業者の業務を見聞することによって習得し、旧業者は本業務に係る知識と技能に必要な機会を確保しなければならない。

茨木市立斎場火葬炉設備保守メンテナンス表

種別	内容	
毎日	点火テスト	正常に点火するか確認
	炉内台車清掃準備（目地確認補修）	耐火材状況確認 発煙防止のため目地埋め補修
	電動台車点検	動作確認・清掃
	炉内清掃、軽修繕	耐火材状況確認・セラミックス貼付 清掃
	燃料確認	使用量の確認
	残灰集塵機清掃	残骨袋の入替
不定期	故障対応	発生した故障に対する対応
週作業	棺・収骨電動台車 （充電・バッテリー液確認補充）	バッテリー液が規定値以上あるか確認 定期 充電
月作業	コンプレッサー水抜き（オイル確認・補充） 2ヶ所	オイル量の確認、補充、タンク水抜き
	電動チェーンブロック清掃	チェーン清掃
	オイルコンパウンドセット	ダブルストレーナー・使用号機切り替え
	残灰集塵装置点検	動作状態の確認（ロータリーバルブ・パルスエ アー）
半年 作業	バーナー機器（再燃・主燃）清掃	バーナー本体・点火プラグ、保護ガラス清掃
	ファン機器グリス給脂・Vベルト点検	軸部への給脂（ファン用グリス）、 Vベルト張力確認
	炉内台車グリス給脂（使用状況によっては 3か月）、点検	軸部への給脂（台車用グリス）、 スプリング台車フック確認
	盤フィルター清掃	エアフィルター清掃（動力・炉盤）
	電動収骨台車の点検	キャリアチェーン注油、清掃
年 作業	バイロスクリーン清掃	損傷有無確認、清掃
	炉駆動装置内部清掃（系列隔年）	駆動装置内の堆積物（煉瓦・灰等）清掃
	1 F 機械室清掃	室内及び機器清掃
	2 F 機械室清掃	室内及び機器清掃
	オイルコンパウンドセット	ダブルストレーナー点検清掃